

研究主題

通級指導教室における特別支援教育のセンター的機能を意識した取り組み
～縦横のつながりを活かした切れ目のない支援体制の充実を目指して～

只見町立朝日小学校 教諭 横田 みなみ

I 研究の概要

1 通級による指導の今日的な動向

通級による指導は、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障がいに応じた特別の支援を行う指導形態のことである。

直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は年々増加している。その中でも、通級による指導は、平成23年度は利用数が6万5千人と全体の0.6%だったが、令和3年度は16万3千人と全体の1.7%となり、2.5倍になっており、増加が顕著に表れている。しかしながら、令和4年12月に公表された『通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査の結果について（文部科学省）』では、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒のうち、現在、校内委員会において、特別な教育的支援が必要と判断された児童生徒の支援状況は、通級による指導を受けていない児童が71.4%いることが明らかになっている。

2 発達障害者支援法について

通級による指導を受けている児童が大きく増加している要因として、特別支援教育に関する理解や認識の高まりや、障がいのある児童生徒の就学先決定の仕組みに関する制度の改正等が関連しているのではないかと思われる。発達障害者支援法については、平成16

年12月に公布された際に、国及び地方公共団体は、発達障がいのある児童生徒に対し、その障がいの状態に応じ十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものと責務が明確化された。さらに、平成28年5月には、発達障害者支援法が改正され、発達障がいのある人への切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援が重要であることが示された。ライフステージが変わるたびにそれまでの支援が失われたり、発達障がいを抱える人が不利益を被ったりすることがないように、自治体や教育機関が情報共有を行っていくことが重要である。

3 福島県と南会津の特別支援教育の重点

福島県教育委員会は、『令和7年度学校教育指導の重点〈特別支援学校教育版〉』の中で、福島県が推進している「地域で共に学び、共に生きる教育」の実現のためには、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の充実と学校教育と関係機関等が連携・協力し、乳幼児期から学校卒業後までの切れ目のない支援体制を整備することが不可欠であると述べている。それらを踏まえて、「連続性のある多様な学びの場を重視した対応」「一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実」「自立と社会参加に向けた教育の充実」の3つの指針を令和7年度の特別支援教育の重点として示している。

南会津教育事務所では、県の重点を踏まえ、「個別の指導計画を活用した個々の学習指導の明確化、学年・学校間の円滑な接続」「教育的ニーズの3つの観点(①障がいの状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容)を踏まえた適切な教育の提供」「卒業後の姿をイメージし、地域・関係機関等と連携を図るキャリア教育の充実」の3つの指針を示している。以下のことから、南会津の地域性を大切にしたい実践を考えていくことが大切であると考えます。

4 南会津管内の通級による指導について

南会津管内では、令和7年度、約70名の児童が通級による指導を受けている。南会津管内で通級指導教室が初めて設置された平成30年度と比べると、通級による指導を受けている児童は年々増加している。

通級による指導は、児童生徒が在籍する学校において指導を受ける自校通級、他の通級指導教室が設置されている学校に通級し、指導を受ける他校通級、通級による指導の担当教師が該当する児童生徒のいる学校に赴き、複数の学校を巡回して指導を行う巡回指導の3つの実施形態がある。南会津管内は、学校間の距離があり、児童生徒の移動に時間を使ってしまうと、指導時間が限られてしまうことから、巡回指導を採用している。巡回指導のメリットとしては、対象となる児童生徒が少ない小規模校においても実施が可能になること、通級による指導の担当教師と通常の学級の担任等との連携や校内における共通理解が図られやすいこと、保護者の送迎の負担がないことなどが挙げられる。学校間の移動等により、通級による指導の担当教員への負担が大きい部分はあるが、前記の巡回指導メリットを活かして通級による指導を運営していくことが、南会津の特別支援教育を充実させていく上でも、重要である。

5 只見町の通級による指導について

只見町では、平成31年度より通級による指導を開始している。現在、町内の只見小学校、朝日小学校、明和小学校の3つの小学校を曜日ごとに通級による指導の担当教員が巡回して指導を行っている。通級による指導を受けている児童の障がい種別としては、注意欠陥多動性障がい、自閉スペクトラム症、選択性場面緘黙症、気分障がい、また、診断は受けていないものの前記のような傾向が見られるなど、多岐に渡っている。

中学校の通級による指導については、希望する生徒、保護者はいるが、定数に満たないため、現在開級に至らない状況が続いている。3つの小学校から1つの中学校に進学する際に環境の変化や新しい人間関係に対応できず、中学校1年生の1学期中旬を過ぎた頃から、不適応を示す生徒が出現するという現状がある。

6 主題設定の理由

令和5年3月にまとめられた『通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(文部科学省)』では、校内支援体制を充実させること、通級による指導を充実させること、通級による指導を担当する教師等の専門性の向上を図ること、特別支援学校における小中高等学校等への指導助言等のセンター的機能を充実させること、インクルーシブな学校運営モデルを創設することなどが提言された。

これらの提言は、只見町でも意識して取り組んでいかなければならない課題である。

そこで、本研究では、通級による指導を担当する立場を活かして、特別支援教育のセンター的機能を意識した縦横をつなげる積極的な支援を行っていくことを通して、只見町全体の切れ目のない支援が充実することを目指したい。そのことが、連続性のある多様な学びの場の充実にもつながっていくと考える。

7 研究仮説

通級による指導を担当する立場を活かし、各校に特別支援教育のセンター的機能を意識した支援をしていけば、縦横のつながりのある切れ目のない支援体制が実現されるだろう。

8 研究仮説の具体化に向けて

(1)「通級による指導を担当する立場を活かす」とは

只見町は前述したように巡回による通級指導を実施している。伊藤ら(2015)は、巡回による通級指導を担当している教員について、「子どもへの直接的な指導・支援のみならず、校内全体への支援に対する期待も高い。」と述べている。教職員との連携が取りやすいこと、各校の実態を把握しやすいことなど、巡回指導のメリットを活かし、切れ目のない支援の引き継ぎの仕組みづくりを推進していくことが、進級、進学時の引き継ぎを円滑に進めていく上で重要になるのではないかと考える。

(2)「特別支援教育のセンター的機能を意識した支援」とは

文部科学省は、『特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)』の中で、特別支援学校に期待されるセンター的機能を「小・中学校等への教員への支援機能」「特別支援教育等に関する相談・情報提供機能」「福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能」「小・中学校等の教員に対する研修協力機能」「障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能」を例示している。現在、特別支援学校が設置されていない南会津においては、巡回指導を行っている通級による指導を担当する教員が前述の機能を担って職務を遂行することによって、障がいのある幼児児童生徒が円滑に支援を受けられるような環境の醸成の一助になるのではないかと考える。

(3)「縦横のつながり」とは

厚生労働省が障害児支援の在り方に関する検討会において平成26年7月にまとめた『今後の障害児支援の在り方について(報告書)』の中では、ライフステージに応じた切れ目のない支援を「縦の連携」、保険、医療、福祉、保育、教育、就労支援等とも連携した地域支援体制の確立を「横の連携」と示している。そこから、「縦の連携」では、書類の行き来だけでなく丁寧なやり取りができる体制づくりをしていくこと、「横の連携」では、子どもを支えるそれぞれの機関が方向性を合わせて、支援を進めていけるようにするための情報共有や相談の場を設定していくことで、障がいのある幼児児童生徒が一貫した支援を受けることが可能になるのではないかと考える。

(4)「切れ目のない支援体制」とは

令和3年1月にまとめられた『新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告(文部科学省)』の中でも、関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実は重要であることが示されている。特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備は、児童生徒の自立や社会参加を促す上でもよい影響を与えるのではないかと考える。

II 研究内容

本研究は、只見町に設置されている只見小学校、朝日小学校、明和小学校、只見中学校の4校を対象に、「縦」の連携と「横」の連携の2つの柱と6つの実践をもとに研究を行う。

1 「縦」の連携の推進

- (1) 特別支援教育ファイルの統一
- (2) 引き継ぎケース会議の実施
- (3) 中学校への訪問や情報交換

2 「横」の連携の推進

- (1) 校内での情報共有
- (2) 放課後子どもクラブとの連携
- (3) 特別支援教育サークルの開催

Ⅲ 研究の実際

1 「縦」の連携の推進

(1) 特別支援教育ファイルの統一

令和3年6月に文部科学省より発出の『障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～』においては、情報の引き継ぎについて、「早期からの一貫性や一覧性が高く関係機関等との間の情報共有が容易なファイル（「相談支援ファイル」等）の形でとりまとめ、適宜就学に関する情報を追加するなど、計画作成の作業負担の効率化を図ることも有効」
「各学校や地方公共団体において定めている個別の教育支援計画の様式を、可能な限り域内においてより標準化し、充実する方向で活用し、担任や学校等が変わっても、教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容の提供が、切れ目なく確実に引き継がれるよう努めていくことが重要」「作成後は、本人及び保護者の了解を得た上で、着実に就学先に引き継がれていくことが必要」であることなどが、示された。

上記のことからも、一貫した切れ目のない指導・支援ができるように、子どもの個別の教育支援計画、個別の指導計画、諸検査の結果、指導内容等に関する情報を、扱いに留意しつつ、必要に応じて共有できるように管理していくことが必要である。

令和6年度当初の段階で、只見町内では、各学校によって、個別の教育支援計画や個別の指導計画、諸検査の結果等について、下記の表1のように情報の管理の仕方が様々であった。

A校	特別支援関係ファイルと個別のファイルに綴じている
B校	個別の教育支援計画のファイルと学級経営誌に綴じている
C校	特別支援関係ファイルと学級経営誌に綴じている

表1 各校の情報の管理の仕方

担任が替わったときに、検査結果等がどこに綴じてあるのかすぐに探し出せない様子や引き継ぎの際に個別の教育支援計画や個別の指導計画がうまく活用されていない様子が見られた。

そこで、各学校に特別支援に関する情報を個人ごとに分けて整理することを提案した。

（資料1）特別支援個別ファイルに綴じておく内容（個別の教育支援計画、個別の指導計画、検査結果、診断書、就学支援委員会の個人票、ケース会議等の記録）やファイルの色などを町内で統一し、中学校に各小学校が同じ形式で引き継ぎができるようにした。（写真1・2）各学校の特別支援コーディネーターに協力を得ながら、整理を進めた。個別のファイルに整理し直したことについて、「担任が替わるときの引き継ぎがしやすくなった」「ケース会議の際に、資料が探しやすくなった」等、肯定的な意見が教職員から多く聞かれた。



写真1
特別支援個別ファイル
（オレンジファイル）



写真2
分類ラベル

(2) 引き継ぎケース会議の実施

個別の教育支援計画の関係機関との情報共有について、学校教育法施行規則第134条の2には、「児童等又はその保護者の意向を踏まえつつ、あらかじめ、関係機関等と当該児童等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならない」とされている。

令和3年1月に福島県教育委員会より示された『ふくしまサポートガイド～ふくしまの

すべての子どもたちのために～』では、校種間連携のポイントとして、「校種間連携＝児童生徒の交流のみにしない」「校種間でアセスメントシートを共有し、援助や配慮が必要な児童生徒については丁寧な引き継ぎを行う」「アセスメントシートを活用する事で、新しい担当者がスムーズに援助に入れるようにする」の3点が挙げられている。

「丁寧な引き継ぎ」を意識した取組として、中学校に進学する6年生の中で、通級による指導を利用している児童と、特別支援学級に在籍している児童を対象にした引き継ぎケース会議の実施を提案した。(資料2)「特別な支援が必要な子供にとって、特に就学や進学時の移行期は、心身共に負担が大きくなることが考えられるため、進学先の新たな学びの場でのスタートをスムーズに切るために、それまでの支援を継続できるようにする」「各学校間において、引き継がれた支援内容を校内で共有し、組織的に取り組む支援体制を整える」の2つを目的として、1月中旬に中学校教員による小学校の通常学級での授業の様子の観察、ケース会議の打ち合わせ、2月中旬に中学校教員による小学校の特別支援学級・通級による指導の授業の様子の観察、保護者を交えた引き継ぎケース会議、3月下旬に保護者の許可を得た上での特別支援個別ファイルの中学校への引き継ぎという計画を立てて実施した。また、通級による指導を利用している児童は、新しい環境への不安を大きく感じやすかったため、学級担任の提案による第6学年の児童全員で中学校の教室を借りての授業の実施(写真3)、入学式リハーサルの実施も併せて行った。

丁寧な引き継ぎを行ったことで、児童の中学校進学への不安が軽減し、最初は中学進学に対して「不安しかありません」と言っていた児童も、卒業の頃には「特に心配なことはありません」と前向きな言葉を発するようになった。また、保護者からも「小学校でお世話に

なった先生とこれからお世話になる中学校の先生と子どもの様子について情報共有できたことで安心できた」「心配していた部分の対応が相談できてよかった」と、引き継ぎケース会議の実施が安心感に繋がったことが確認できた。中学校においても、「小学校段階での授業の様子を参観することで中学校入学後の姿がイメージでき、必要な支援や入学後に想定される課題を明確にできた」「支援に関する情報や当該児童の特性についての情報を入学前段階で細やかに引き継ぐことで中学校職員への具体的な情報共有が可能となった」「入学前に保護者とのケース会議を開催することで中学校教員とのラポートがつけられ、学校と家庭間の当該生徒理解、学校の支援と保護者の願いへのズレを軽減することに繋がった」と、メリットが多く見られた。



写真3

小学校担任による中学校の教室での授業の様子

(3) 中学校への訪問

只見中学校に通級指導教室が立ち上がらなかったこと、自閉症・情緒障がい特別支援学級が令和7年度から新設されたことを踏まえて、4月から週1回程度の中学校への訪問支援を開始した。朝日小学校と只見中学校は隣接しているため、朝日小学校に通級による指導で勤務する日の隙間時間を利用して実施した。町内の3校を巡回指導で回っていたため、どの生徒も顔と名前が一致し、生徒たちも通級担当のことを認識していたため、スムーズに訪問を実施することができた。

② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能

南会津町立南郷小学校の在籍時に取り組んでいた特別支援教育通信『Colorful』の発行を転任後も継続して実施した。

巡回している只見町内3校の教職員、家庭、教育委員会を対象に特別支援教育通信を配付した。

「違いについて」「通級指導教室で使用している教材の紹介」「ことばのキャッチボール」「合理的配慮について」「建設的な議論について」「困り事を減らすアイデア・便利グッズ」「セルフアドボガシーについて」「筋弛緩法のやり方」「心と体のリフレッシュ」「構造化について」「YouメッセージとIメッセージ」について、情報の発信を行った。

保護者や児童からは『Colorful』で紹介されていた鉛筆を買ってみました』『Colorful』で紹介されていたストレス発散のムニムニするやつ、あれほしいです」という意見があったり、教職員からは「教科ごとにファスナーファイルに整理するのをやってみてくれたおうちがあって、子どもたちが管理しやすかったです」「構造化って子どもに対してだけじゃなくて、私たち自身にも有効な考え方ですね」という意見があったりと、情報発信の効果が感じられた。

③ 研修協力機能

各校で特別支援教育に関する研修の時間をもらい、1時間程度の研修会を開催した。令和6年度は「子どもの心の内をありのままに感じてみる」をテーマに、マジョリティとマイノリティや子どもの見取りのポイントについて、ワークショップや体験活動を取り入れながら、研修を行った。「子どものことをいろいろな視点から見て考えることの大切さがわかった」「日頃の自分の言動を振り返ることができ、否定的な言葉かけではなく、肯定的な言葉かけを意識しようと思った」などの感想を聞くことができた。

また、只見町内の特別支援教育支援員の研修会に講師として参加し、「これからの支援について」をテーマに、主な障がいの特性と具体的な支援について研修会を実施した。「かかわっている子を思い浮かべながら聞くことができたので、日頃の支援に活かしてみたいと思う」「具体的な支援の方法を聞くことができたので参考になった」という感想を聞くことができ、各校に巡回で訪問した際の特別支援教育支援員の方との情報交換も以前よりさらに積極的に行えるようになった。

(2) 放課後子どもクラブとの連携

令和6年度には、只見町教育委員会主催で実施した放課後子どもクラブのスタッフの方を対象とした研修会に講師として参加した。

「子どもたちとかかわるときに気をつけたいこと」をテーマに、①子どもの話を聴くときに気をつけたいこと、②子どもを見守るときに気をつけたいこと、③よくない行動を注意するときに気をつけたいこと、④子どもが思いを伝えてきたときに気をつけたいことの4つのポイントについて、演習を取り入れながら研修を行った。(写真5)「実際に傾聴するワークに取り組んでみて、しっかり耳を傾けて聴くって結構難しいことだったんだと実感しました」との感想が聞かれた。研修会の後には、巡回で各小学校に訪問した際に、スタッフの方から声をかけられ、実際にトラブルがあった場面でのどのような対応や言葉かけをすればよいか相談されることもあった。同じ子どもを見守る場として、共通理解を図りながら、指導や支援をしていくことが子どもたちの成長に繋がると感じた。



写真5
子どもクラブスタッフの研修会の様子

(3) 特別支援教育サークルの開催

通級による指導の担当や特別支援学級の担任を経験し、発達に特性をもつ子どもの保護者の方と話をする中で、「同じような悩みを抱えている保護者の人と話をする機会がない」

「同じクラスのお母さんたちには、子どもの発達に関しての相談はなかなかしにくい」という言葉を聞くことが何度かあった。「横」のつながりが育まれれば、子どもも保護者も孤独感を感じにくくなるのではないかと感じた。

そこで、南会津の西部地区（只見町・南会津町南郷地区・南会津町伊南地区・南会津町館岩地区・檜枝岐村）を主な対象として、保護者や教職員など立場に関係なく、特別支援教育について一緒に考え、学ぶ特別支援教育サークル「スピカ」を立ち上げることにした。

1、2ヶ月に1回のペースで休日にお寺を借りて実施し、子どもたちはボードゲームを使っての交流ができるよう場を設定した。(写真6)



写真6

子どもたちがボードゲームを楽しんでいる様子

参加者は、特別支援学級や通級による指導を利用している子どもやその保護者、小学校の教員、中学校の教員、保育士、特別支援教育支援員、放課後子どもクラブのスタッフ、不登校支援団体のスタッフ、放課後デイサービスのスタッフ、児童発達支援事業のスタッフ、特別支援学級に在籍していた高校生、スクールソーシャルワーカー経験者、特別支援教育に興味がある地域の方など、様々な立場の人が集まって学ぶ場になってきている。

1回目の学習会では、学びたいことの共有を行い、「保護者の方が悩んだり困ったりしていることについて聞きたい(小学校教員)」「子どもの特性を周囲の人にどう理解してもらえばよいか悩んでいる(中学生の子どもをもつ保護者)」「親の気持ちのコントロールについて学びたい(小学生の子どもをもつ保護者)」

「一人ひとりの違った特性に寄り添える理解の仕方を知りたい(特別支援教育支援員)」など様々な意見が出された。(資料参加者の意見をもとに、「構造化について学ぼう」「子どもの行動分析を試みよう」「隠れた強みを見つけよう」「セルフケアってどうするの?」「合理的配慮について考えよう」「年度替わりの切り替えの仕方を共有しよう」「ネットやゲームとの付き合い方について考えよう」「みんなでボードゲームを楽しもう」などのテーマで学習会を開催した。(写真7)

参加者からは、「親子で集まれる居場所があってうれしい」「わかってきている大人や子どもの中で、子どもが安心して楽しく過ごせている顔を見ることができると嬉しい」

「いろいろな人の考えを聞いて、自分の生活に活かせるのでありがたい」「勉強したことをすぐに実践してみようと思えるから生きた研修だと思う」という感想を聞くことができた。参加者同士での交流も生まれ、自然に情報交換や相談が始まり、会の終了時にはすっきりした顔で帰って行く方も多く見られている。



写真7

合理的配慮についての学習会の様子

IV 研究の成果と課題

本実践を通して、次の成果と課題が明らかになった。

〔成果〕

- 特別支援個別ファイルを町内で統一したことによって、町内の学校間での個別の教育支援計画や個別の指導計画、諸検査の結果など情報の引き継ぎの仕方が明確になった。教職員の負担軽減のために、今後は、文部科学省から示されているようにICTの利活用も推進していく必要がある。
- 引き継ぎケース会については、実施したことによって、児童生徒、保護者、小学校、中学校のどの立場からも、効果的であったという回答を得られた。進学に伴い、新しい環境でスタートをスムーズに切るための環境整備の一助として、引き継ぎケース会の実施は有効であった。今後も、実施を推奨していきたい。
- 巡回型の通級による指導教室の担当であることは、町内の各校の現状を把握し、児童生徒に必要な環境を整備していく上で、利点であった。その日だけの授業観察でなく、年間を通して各校を巡回して実態把握ができるという強みを活かして、教職員への支援や特別支援教育等に関する相談・情報提供、研修協力、関係機関との連絡・調整などを推進する取組となった。効果的な支援・指導の実施のために、今後も、特別支援教育の専門性を高め、伝達を続けていきたい。
- 放課後子どもクラブとの連携や特別支援教育サークルの開催は、学校以外の場での環境調整を進めていく上で、有効な実践であったと考える。『第7次福島県総合教育計画〈「学びの変革」の推進に向けて〉』の施策3「学びのセーフティネットと個性を伸ばす教育によって多様性を力に変える土壌をつくる」を推進するための取組となった。

〔課題〕

- 只見町では、令和7年4月より只見町の中央に位置する朝日保育所が教育・保育のどちらにも対応する「幼保連携型認定こども園」に移行された。早くから子どものもっている特性や苦手さ、困難さに気づき、早くから適切な支援を受けられるようにすることが、子どもの生活をよりよいものにすることに繋がる。早期発見、早期支援を充実できるようにするための取組も、認定こども園と相談しながら今後考えていかなければならない。また、中学校から高等学校への引き継ぎ、その後社会人になるまでを見通した情報の引き継ぎ方についても整備していく必要がある。
- 障がいのある人が現在の社会で困難さを感じやすい理由は、「障がいがあるから」ではなく、社会がマジョリティ仕様につくられており、マイノリティである障がいのある人達が想定されてつくられていないからである。出口(2017)は、「マジョリティ側に特権があることに無自覚な状態こそがマイノリティにとって生きにくい社会を築いているのであり、変わるべき対象はマイノリティではなくマジョリティ側の意識である」と述べている。地域全体、社会全体の理解をさらに深めていく必要がある。

V おわりに

特別な支援を必要とする子どもが、就学前から学齢期、そして社会参加に至るまで、一貫して途切れることなく必要な支援を受けられるように、関係機関が連携して「切れ目のない支援」に取り組むことは、重要なことであり、今後もよりよい方法を模索していかなければならない。併せてとても重要なのは、子ども達自身が自分に必要な支援を自分で説明する力がつくように育てていくことである。どちらも誰もが生きやすい社会の仕組みを構築していく上で、大切なことである。

今後も、すべての子どもが、自分らしく生きられる社会を目指して、実践を積み重ねていきたい。

【参考文献】

- ・文部科学省(2022)『通級による指導の概要について(通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議資料)』
- ・文部科学省(2022)『小中学校における通級による指導の現状と課題について(通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議資料)』
- ・文部科学省(2022)『通級による指導の充実の在り方について(通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議資料)』
- ・文部科学省(2023)『通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告』
- ・文部科学省(2005)『特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)』
- ・伊藤由美・拓殖雅義・梅田真理・石坂務・玉木宗久(2015)『「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の補足調査の結果から見た通級指導教室の役割と課題』(国立特別支援教育総合研究所研究紀要)
- ・厚生労働省(2014)『今後の障害児支援の在り方について(報告書)～「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか～』
- ・文部科学省(2021)『障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～』
- ・福島県教育委員会(2021)『ふくしまサポートガイド～ふくしまのすべての子どもたちのために～』
- ・福島県特別教育センター(2020)『すぐに調べられる、活用できる資料!小・中学校、

高等学校におけるインクルーシブ教育システム推進のためのコーディネートハンドブック〔2020年版〕』

- ・福島県特別支援教育センター(2022)『コーディネートハンドブック2022追補版』
- ・ダイアン・J・グッドマン・出口真紀子・田辺希久子(2017)『真のダイバーシティをめざして～特権に無自覚なマジョリティのための社会的公正教育』(ぎょうせい)
- ・文部科学省(2021)『個別の教育支援計画の参考様式について(事務連絡)』

【資料1】

特別支援個別ファイルの作成について

特別支援部

1 目的

- ・ 支援を必要とする児童一人一人のニーズを把握し、計画的な指導・支援を行う。
- ・ 支援内容の決定、確認、実施、継続が適切に行えるようにする。

2 概要

(1) 対象

- ①特別支援学級（情緒・知的）に在籍している児童
- ②通級している児童
- ③担任が必要を感じ、今後支援を継続していくことが必要な児童

(2) 特別支援個別ファイル（オレンジ）に綴じるもの

- ①個別の教育支援計画の原本
- ②個別の指導計画の原本 ※通級している児童については在籍学級と通級の両方（①②のコピーは、校内支援委員会のファイルに綴る）
- ③検査結果（WISC-IV、PARS等）
- ④医師の診断書
- ⑤ケース会議の記録のコピー（原本は校内教育支援委員会のファイルに綴る）
- ⑥町教育支援委員会個人調査票（コピー）

※会議資料は、その内容や経緯がわかるよう原本を今までのファイルに綴っておく。

(3) 作成者

- ・ 特別支援教育コーディネーター、特別支援教育担当が支援し、学級担任が作成する。

3 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」作成の手順

- ・ 前担任が作成した「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を確認する。
- ・ 5月上旬までに今年度の「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、個別ファイルに入れる。
- ・ 授業参観の機会等を利用し、5月中に保護者と共有する。
- ・ 3学期（2月頃）に評価欄に成果と課題を記入する。
- ・ 特別支援教育コーディネーターは、担任に対し、これらの作成の指示および相談、保護者との情報共有についての連絡を行う。
- ・ データは、共有のフォルダに入れ、次の担任が活用できるようにする。
職員室NAS→R6年度→特別支援→R6個別の指導計画・R6個別の教育支援計画

4 保管

- ・ 校長室耐火書庫に保管し、次年度に継承する。
- ・ 中学校へファイルを引き継ぐ場合は、保護者の承諾を必ず得る。

5 その他

- ・ 担任は児童に関わる職員が同じ歩調で支援ができるよう、支援方法について校内特別支援委員会や生徒指導協議会などで、必要に応じて伝達していく。
- ・ 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成にあたっては、福島県特別支援教育センターHPの「コーディネートハンドブック第3章」等を参考にする。

【資料2】

特別支援学級・通級指導教室在籍児童 切れ目のない引き継ぎ計画

特別支援部

1 目的

- (1) 特別な支援が必要な子供にとって、特に就学や進学時の移行期は、心身共に負担が大きくなることが考えられる。そのため、進学先の新たな学びの場でのスタートをスムーズに切るために、それまでの支援を継続できるようにする。
- (2) 各校間において、引き継がれた支援内容を校内で共有し、組織的に取り組む支援体制を整える。

2 時期・場所・内容

	時期	場所	内容
①	1月中旬	小学校	中学校教員による通常学級の授業参観、ケース会議打ち合わせ
②	2月中旬	小学校	特別支援学級・通級の授業参観、ケース会議の実施（保護者参加）
③	3月下旬	中学校	特別支援個別ファイルの引き継ぎ（※保護者に許可を取る）

3 参加者

- ・ 該当児童2名（6年A、6年B）
- ・ 該当児童保護者（Aさん、Bさん）
- ・ 朝日小学校教職員（特別支援C〇、5・6年担任、特別支援学級担任、通級担当）
- ・ 只見中学校教職員（特別支援C〇、養護教諭）

4 日程

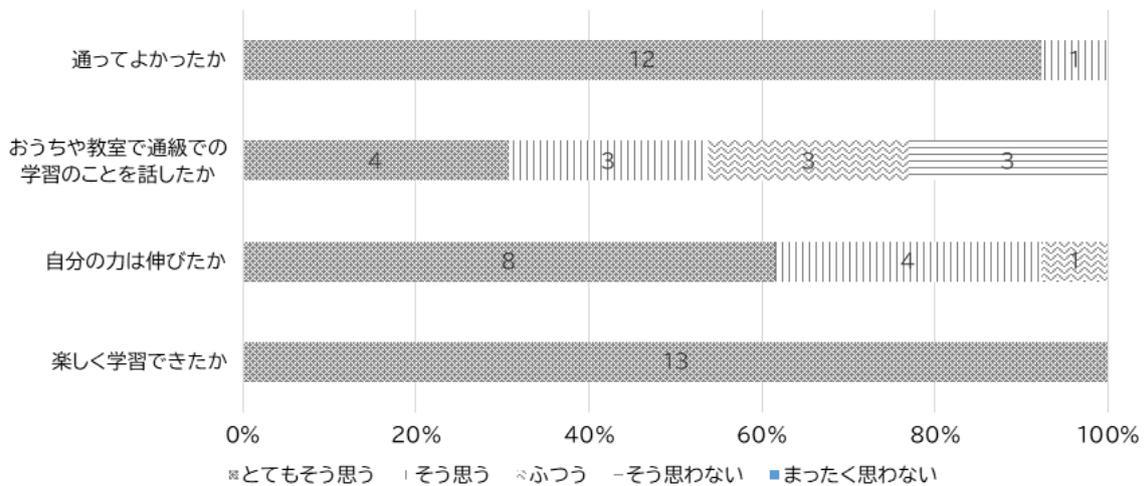
- ① 13:55～ 5校時 通常学級授業参観
15:00～ ケース会議打ち合わせ、情報交換
- ② 13:55～ 5校時 特別支援学級・通級授業参観
15:00～ ケース会議
- ③ 中学校との引き継ぎの際に実施

5 確認事項

- ・ ケース会議については、保護者と日程を調整して、実施する。
- ・ 特別支援個別ファイルの学校間の引き継ぎについては、保護者から許可を得た上で実施する。
- ・ 中学校の入学式の前日のリハーサル（会場確認）については、ケース会議で相談の上、必要な場合は、中学校で検討し、保護者と相談する。

【資料3】

通級での勉強についてのアンケート(通級利用児童13名に実施)



Q 自分の力が伸びたと思うことは何か。

- ・集中する力
- ・けんかや悪口が減った
- ・想像力
- ・バスに乗って登校できるようになった
- ・かけ算九九
- ・いろいろな力
- ・我慢したり落ち着いたりすることができるようになった
- ・協力する力
- ・忘れ物が少なくなった
- ・学校のこと
- ・イライラのコントロール
- ・整理整頓
- ・説明力

Q 通ってよかったことは何か。

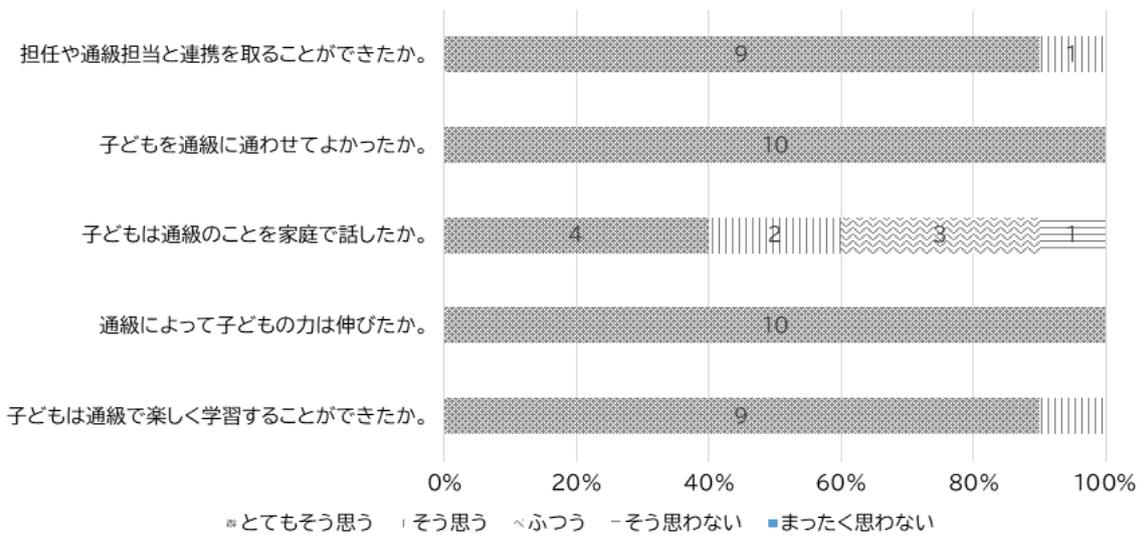
- ・楽しく勉強できること
- ・いろいろお話ししていろいろなことを解決する考えてくれるところ
- ・いろいろな力がついたから
- ・自分の気持ちが言えるようになった
- ・みんなと楽しく遊べるようになった
- ・前と変わった
- ・いろいろできるから
- ・楽しいから

Q さらに伸ばしたい力は何か。

- ・集中力
- ・行動力、判断力
- ・学力
- ・話す力
- ・自分を見る力
- ・人を話で止めることを覚えたい
- ・人とのコミュニケーション
- ・会話
- ・考えること

【資料4】

通級での勉強についてのアンケート(通級利用児童保護者13名に実施/10名回答)

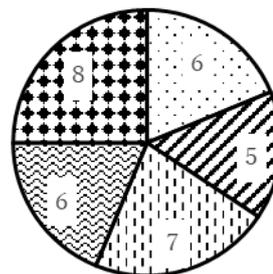


Q 子どもの力が伸びたと思うことは何か？

- ・国語や算数の文章問題をきちんと理解して解けるようになってきた。
- ・自分の困り事に自分で向き合おうとする姿が見られるようになった。
- ・笑顔がたくさん増えた。
- ・1つ1つの事が少しずつだが、自分で考えてできるようになってきた。
- ・絵を描くこと、作文を描くことなど、苦手なことが少しずつ伸びてきた。
- ・他人とのかかわり方が上手になってきた。
- ・イライラのコントロールが少しできるようになった。
- ・手先が器用になった。
- ・学校に遅れずに通えるようになった。
- ・他人の気持ちを考えられるようになった。
- ・困難に立ち向かうことについて、投げ出さなくなった。
- ・少しずつ課題に取り組む時間が長くなっている。
- ・自己分析ができるようになり、振り返ることができるようになった。
- ・トラブルが少なくなった。
- ・挨拶ができるようになった。
- ・強いこだわりが軽減された。
- ・勉強の楽しさを知ったり、苦手なことにも挑戦したりできるようになった。

Q 通級に通った結果、保護者の方にとってよかったことは何か？(複数回答可)

- ア 子どもの個性・特性を知ることができた。
- イ 子どもの学習の様子を知ることができた。
- ウ 子どもへのよりよい関わり方を知ることができた。
- エ 学校への相談窓口が増えた。
- オ 子どもの情報が学校と共有しやすくなった。



- ア
- ▣ イ
- ▤ ウ
- ▥ エ
- ▦ オ